

Newman's Own モノグラフィー

Monographic Description about the Newman's Own

高岡 伸行

Nobyuki TAKAOKA

1. はじめに

米国の内国歳入法典 (*Internal Revenue Code: IRC*) 4943 条に、(g) 項として改に追加された、いわゆる *Newman's Own* 特例 (*Newman's Own Exception*) は、「投資としての寄附」を管理・運用するプライベート・ファウンデーション (PF) の、ある種の投資信託ファンドとしての役割を益々強固なものにするかもしれない (Bromberger 2018; Meiksins 2018; Ferrari Online 他参照)。ここでは PF による、パートナーシップや LLC (*Limited Liability Company*) 等の持分所有やそれらへの PF による投資が、そうした役割強化を左右する (サラモン 2016; Wagenmaker & Oberly 2018)。同特例は米国の特定非営利法人 (直接的には *Newman's Own Foundation*) による、特定営利法人 (直接的には *Newman's Own, Inc.*; *Salad King, Inc.*; *No Limit LLC* 等) の完全所有を法認する。当該営利法人の稼得は、非営利法人への分配を通じて、その勘定を経由することで、様々な税制優遇の適用余地を持ち、当該非営利法人の公益・慈善活動の原資や財源となる。当該非営利法人が寄附という支出で当該資金を費消するのみならず、非営利法人に許容された事業活動として、社会的価値・利益を生み出すビジネスに投資し得れば、社会的責任ビジネスの企業価値創造に革新的インパクトを与える余地を持つかもしれない¹⁾。

本稿はこうした問題意識のもと、投資としての寄附を管理・運用する PF のあり方への影響照射に関連する、同特例の適用対象である *Newman's Own* ファミリーの諸事業体の諸事実を、モノグラフィックに記述することを課題とする。次節ではまず、本稿が提起する諸事実の含意を理解する前提となる、米国の非営利法人やその税制等およびパートナーシップや LLC に関する法的構造特性を、ややご都合主義的になるが、概観する。それを踏まえ、3 節では *Newman's Own* 特例、4 節では、同特例が適用される *Newman's Own* 財団、そして 5 節では、同財団の活動起源となる *Newman's Own, Inc.* の、経緯や事象に関する諸事実を列

1) 同特例に直接起因するわけではないが、営利・非営利両セクターの主体の連携を基盤に、非営利法人による、経済原則に基づく経済価値最大化の事業活動が現実に展開されている。例えば米国の免税資格 (501 条 c 項 3 号) を有する非営利団体である *Acumen Fund Inc.* の *BoP* (*Base of Pyramid*) ビジネスを支援・育成する投資活動である。そこでは公益活動を担う非営利法人が営利法人と同じ経済活動 (例えばベンチャー投資ビジネス) を経済原則に則って行いながら、社会的価値創造に貢献するという事象がみられる (高岡 2022 参照)。

挙する²⁾。そして6節では、諸事項の再確認を通じて、検討課題精緻化のための疑問点整理を行う。

2. モノグラフ・コンテキスト

米国の非営利団体は、日本における公益財団法人や一般公益法人のように、非営利活動を担う事業体固有の法人格が用意されているわけではなく、連邦税法上の非課税資格獲得によって峻別される³⁾。従って組織の法的な建付は法人 (*corporation*) や信託 (*trust*) 等、一般の事業体のそれを基本とする。公的非営利団体の典型的な資格に位置づけられるのが IRC § 501 (c) の適用を受けた事業体で、同資格を持つ非営利団体はその目的に合う活動から得た収入について、連邦所得税の支払いを免除される (非課税団体となる)。IRC § 501 (c) は (1) 号から (7) 号まであり⁴⁾、異なる性質の組織・団体が規定されているが、中でも一般的かつ本稿が注目するが、501 (c) (3) 資格であり、その適用を受ける PF である。

501 (c) (3) 資格が付与される団体は主に以下の3つに分類される。それらは①公益慈善団体 (*public charity*)、②教会や宗教団体、そして③ PF、である。①は各種の慈善・公益活動を直接企画・実施する組織であり、②は文字通り各種の宗教団体であり、③の PF は事業型 (*private*

2) 米国の事業体形態の特徴、とりわけスモールビジネスパートナーシップ、S法人等の法的構造の記載は JUSTIA の記述を参考している (<https://www.justia.com/business-operations/starting-your-own-business/business-ownership-structures/>)。米国連邦規則の解説に関しては、主に以下の2つを参考している。JUSTIA の US Code の頁 (<https://law.justia.com/codes/us>) およびコーネル大学ロースクールの Legal Information Institute のデータベースに依っている (<https://www.law.cornell.edu/>)。特に *Newman's Own* 特例の法案経緯に関しては CONGRESS☆GOV (<https://www.congress.gov/>) (<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1892>) の情報に依る。2018年超党派予算法案に関しては、<https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1892> を参照。また関連する IRC 規則に関して、§ 511 慈善団体等の非関連事業所得への課税 (*Imposition of tax on unrelated business income of charitable, etc., organizations*)、§ 512: 非関連事業課税所得 (*Unrelated business taxable income*) および § 513 無関係な取引または事業 (*Unrelated trade or business*) については、Legal Information Institute のデータベースから当該規定をダウンロードしている。

コネチカット州登録法人の登記情報に関しては、https://business.ct.gov/New-Business-Registration-System?language=en_US、<http://ctbusiness.ctdata.org/#/>; デラウェア州登録法人のそれに関しては、<https://icis.corp.delaware.gov/eCorp/EntitySearch/NameSearch.aspx>、*File number*: 2954119 を参照している。また *Better Business Bureau* (<https://www.bbb.org/>) の検索結果も併せて参考している。*Newman's Own* 財団の Form990-PF および 990-T に関しては、<https://apps.irs.gov/app/eos/>、また米国を中心とした非営利機関の活動調査機関 *ProPublica* の *Nonprofit Explorer* の公開情報を参照している (<https://projects.propublica.org/nonprofits/organizations/61606588>)。米国登録商標情報の詳細に関しては JUSTIA Trademarks と *usto* (*United States Patent and Trademark Office*) の情報を参照している (<https://trademarks.justia.com/>; https://tsdr.uspto.gov/#caseNumber=77655278&caseSearchType=US_APPLICATION&caseType=DEFAULT&searchType=statusSearch)。

3) <http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/yougo/2009/04/c3.html>

4) 501 (c) (1) は議会法に基づいて組織されたあらゆる組織 (≠ 政府機関)、- (2) は非課税資格をもつ非営利団体の財産所有権を持つ法人、- (3) は宗教、慈善活動、科学教育の振興等、公益目的に該当する活動を行う法人、基金、財団等、- (4) 社会福祉を促進する非営利団体、- (5) 労働者、農業従事者等の団体、- (6) 商工会議所等営利を目的としない経済団体、- (7) レクリエーション団体、を対象とする (IRC § 501 (c))。

operating -) と非事業型 (*private non-operating -*) に分類される。後者は一般に助成財団 (*grant-making foundation*) と呼ばれる。事業財団は運用資産を元に特定プロジェクトやチャリティ・キャンペーンを直接実施・関与するのに対して、助成財団は各種の活動主体、とりわけ①に助成金を提供することが免税資格を認定される主務となる⁵⁾。501 (c) (3) 組織のデフォルトは③であり、より厳しいまたは追加の要件を充たした団体が①や②となる。IRSの規定では、501 (c) (3) 資格を得るには、当該申請組織が信託、法人もしくはアソシエーションとして設立されている必要がある⁶⁾。

①と③の差異は設立や活動の資金の調達方法にある。①は基本財産や毎年の活動資金の大部分 (少なくとも1/3) を広く一般市民 (個人、法人、その他の非営利団体を含む) からの寄附に依っていなければならない。かつ政府等からの補助金を加え活動を行う。それに対して③は特定の個人や一族、企業など、特定主体の比較的少ない回数の大口の資金拠出 (寄附) によって、基金を形成しその資産運用収益を活動資金とし、助成活動を行う⁷⁾。助成財団は毎年、基金の投資資産の5%を、事業財団は投資収益の85%を公益・慈善活動 (他の非営利団体等への助成として) に拠出することを義務づけられている⁸⁾。

501 (c) の各種非営利団体は連邦での資格取得後、州に別途申請することで、州の所得税、売上税、固定資産税等々も非課税・軽減措置を享受し得る。また501 (c) 団体、とくに501 (c) (3) への寄附は寄附者の課税所得額の控除の対象となる。PFへの寄附の控除は30%であるのに対してパブリック・チャリティへの寄附は最大60% (個人による現金寄附の場合) とより優遇されており、それが広く寄附を集めるための仕掛けとなっている。またとくにPFは寄附を元手に、資産運用・投資しその収益を活動の原資にするわけであるが、受取利息・配当金、資産売却・交換等によるキャピタル・ゲインも連邦所得税の非課税対象で、それらは受動的所得と見なされ、非関連事業から得た所得に課税する非関連事業課税所得 (*unrelated business taxable income: UBTI*) の対象外と扱われる⁹⁾。

PFである以上、その基本財産を提供した寄附者やその家族または関係者に利益を還流させない仕組み (雇用を通じた高額な報酬の提供という形での還流防止を含め) は施されているが、大規模PFは制度をうまく活用することで、富裕層の納税額を抑制するタックス・シェルターとして

5) <https://www.irs.gov/charities-non-profits/private-foundations/private-operating-foundations>

6) <https://www.irs.gov/charities-non-profits/application-process>

7) 当該基金はエンドowment (endowment) と呼ばれる。ファンド=基金の基盤をなす基本財産で、当該団体の投資可能資産の総額を指す事もある、元本やコーパスとも呼ばれる場合がある。

8) Internal Revenue Service ed. [2021] *Charitable Contributions: for use in preparing 2020 Return*, Department of the Treasury 及び <https://www.irs.gov/charities-non-profits/private-foundations/taxes-on-failure-to-distribute-income-private-foundations>, 参照。

9) UBTI運用の詳細に関してはIRSが発表しているガイダンスである「UBTIサイロ・ロール」を参照 (<https://www.irs.gov/newsroom/irs-treasury-issue-guidance-for-applying-ubti-silo-rules-for-tax-exempt-organizations-by-identifying-separate-trades-or-businesses>)。

の一面をも持つ。PFは公益・慈善活動に収益を配分することに特化した一種の投資信託でもあり、節税をリターンとした「投資としての寄附」を運用する制度とも捉えられる¹⁰⁾。寄附主体や寄附の中身が、パートナーシップやLLCの持分の場合、こうした効果は一層高まる。何故ならパス（もしくはフロー）・スルー課税の活用余地が関係しているからである。パススルー益のPFへの寄附は租税回避余地が高い。

パススルー課税とは事業体を課税対象とするのではなく¹¹⁾、その構成員に事業体の損益を配賦し、構成員の段階で課税する形態を指す。法人の課税は通常二重課税となる。法人段階でその稼得に法人税が課税され、税引後利益を株主に配当した段階でも株主に所得税が課せられる。パススルー課税は一定の条件の下で、こうした二重課税負担の軽減を可能にする制度である。二重課税が普通に行われる法人をC法人、パススルーが適用されるそれをS法人と、税法上区分される。

パートナーシップは元々事業体段階で所得税の対象とはならない。パートナーシップの稼得・損失は事前に規定された取り決めに基づき、その構成員である各パートナーに配賦され、構成員のその他の所得と合算し、課税対象額を確定し、構成員が個人であれば個人の所得税として、法人であれば法人所得税として、納付する。各構成員の納税額を算定するのに、当該パートナーシップから各構成員に配賦される取り分情報を記したものをスケジュールK-1と呼び、当該パートナーシップから構成員に分配される損益の明細のようなものになる（PwC 2019, p.18）。ただし金銭の出受が実際にあったかどうかにかかわらず、事前取り決めに基づく権利の通知として成される（同上, p.6）。

パートナーシップ以外の事業体であっても、事業体の構成員（持分保有者≒株主）が100名以下や米国内に居住していること、株式等の証券が1種類であること等の要件を充たせば、パススルー課税を選択し得る。その場合、構成員が1者のみの事業体はディスリガード事業体¹²⁾と

10) 例えば慈善信託の一種で、様々な優遇税制適用可能なプールド・インカム・ファンド（*pooled income fund*）に機能的に近似した、ドナー・アドバイズド・ファンド（*donor-advised fund: DAF*）に丸投げしてもPFはその制度的役割を充足し得る。DAFはフィランソロピーを目的とした私募ファンドの一種で、個人やその家族、組織に代わって慈善的寄附を管理する。そこにPFが投資することで資産運用と共に財団による寄附を代行してくれる。フィランソロピー、とくに企業フィランソロピーの最新の手法やそこの租税抑制の仕組みや効果についてはサラモン（2016）を参照。

11) 米国の事業体の法的建付けは、営利、非営利法人等に拘わらず、州法に基づく。法曹界により諸事業体に関して模範規定が定められており、各州の各事業会社法はそれを参考に制定されているが、同一事業体でも各州によってその規定内容が完全に同じではない。登録州外で活動するには、活動州毎に登録が必要であり、他州に本部のある場合、例えば「州外法人」を意味する「*Foreign*」と登記には記載される。連邦レベルで事業体を統一的に捉える術となるのが、連邦税法であり、課税のあり方から見たIRSの事業体規定である。

12) 事業体の構成員（出資者等）が1者であるので、そのメンバーと同一として扱われる（事業体と扱われない）ことを意味する。因みに財務省規則では、パートナーシップを事業体の内、法人に分類されず、かつメンバーが2者以上と定めている（Treas. Reg. § 77018 (a) (2)）。米国LLCの会社としての建付けに関してはHamill（2005）を参照。

して、二者以上の場合はパートナーシップとして扱われる。米国 LLC は事業体の法的基盤は会社であっても、税法上もしくは IRC 上は、メンバーが二者以上の場合、パートナーシップ扱いにし得る。ここでの構成員には自然人だけではなく、法人や別のパートナーシップも含まれる（同上, p.8）。LLC だけではなく、LLP (*Limited Liability Partnership*) や LP (*Liability Partnership*) および各種パートナーシップも同様の処遇となる（同上, p.18）。

米国においてこれらの事業体は S 法人扱いの適用が可能となる。S 法人は、パートナーシップとは異なるが、構成員課税の適用対象となる事業体で、S 法人扱い（≒パススルー課税）を受けることを選択した小規模事業法人 (*small business corporation*) である (Treas. Reg. § 1361 (a))。

3. ニューマンズ・オウン特例モノグラフ

Newman's Own 特例は、通称 *the Philanthropic Enterprise Act of 2017*, 正式名「1986 年内国歳入法典 4943 条」改正法案において、その改正の具体をなす追加条項の俗称を指す。同法案は元々 2017 年 6 月 23 日に米国連邦議会審議に提出されたが、その根幹に係わる部分に不備があるとの指摘から否決・廃案となった。そして翌 2018 年超党派予算法案の中に、修正案が含まれており、2018 年 2 月 9 日、大統領署名によって成立した諸法案の中の 1 として公布された。同法は 2018 年 1 月 1 日に遡及して適用される。この時成立した法案の中には、改に創設された Tax Cuts and Job Act もあった。これによって C 法人の連邦法人所得税が 21% となった（コロナ対策の財源捻出の為、2021 年度から 26.5% に引き上げられている）。

IRC4943 条は、税制上の優遇措置を受ける非営利法人、とりわけ PF が保有する超過事業持分 (*Taxes on Excess Business Holdings*) に関する課税のあり方を定めた規則である。元々は (a) 項から (f) 項の 6 項構成の同条に、(g) 項として追加されたのが、同特例である。同項が超過事業持分の特例措置を規定している。

当初法案提出時、(g) 項は「特定社会貢献型企業に対する特例除外」(*exception for certain philanthropic business holdings*) という名称であった。それが修正・可決法案における同項の正式名称は「独立して経営される社会貢献型企業に限定された特定持分の特例除外 (*Exception for Certain Holdings Limited to Independently-Operated Philanthropic Business*) と改訂されている。条文における主だった変更は (g) 項 (2) 号 (B) にある。同号の名称は独占的所有権 (*exclusive ownership*) から所有権 (*ownership*) に変更されており、(B) の文言も以下のように変更されている。それは、「PF が保有する事業会社の所有権持分が、遺言者または信託設定者の死亡時に、遺言または信託条件に基づいて、取得されたものである場合 (*and all the private foundation's ownership interests in the business enterprise were acquired under the terms of a will or trust upon the death of the testator or settlor, as the case may be.*)」から、「PF が保有する事業会社の所有権持分が購入以外の方法で取得されたものである場合 (*all the private foundation's ownership interests in the business enterprise were acquired by means other than by purchase.*)」にである。

同特例は元々、*Newman's Own* 財団が所有する *Newman's Own* 社の超過事業持分の扱いをめぐって、同財団による約 10 年にもおよぶロビー活動の成果でもある。従って、特例による法認範囲は、広く社会貢献型企業一般の超過持分ではなく、*Newman's Own* ファミリーに限定した措置として施されている。こうした経緯が *Newman's Own* 特例と称される由縁である。

IRC4943 条規定による、通常の超過事業持分規制は以下の通りである。PF の事業会社の超過持分に関しては当該超過持分の 10% に相当する税金が初期課税 (*initial tax*) として課せられる (IRC § 4943 (a) 項 (1) 号)。同条 a 項が該当する場合、さらに、その事業会社の超過持分の 200% 相当の価値が追徴税 (*additional tax*) として課せられるという規定になっている (IRC § 4943 (b) 項)。

事業会社に関する超過持分とは、PF が保有することを許可された持分を維持するために、処分しなければならない、直接的・間接的に所有する株式等を意味する (同条 (c) 項 1 号)。事業体の議決権株式およびパートナーシップやジョイントベンチャー形態における資本持分 (*capital interest*) または利益持分 (*profit interest*) などがこれに該当する (同条同項 3 号)。

PF に認められている、1 事業会社あたりの許容持分は原則、当該事業会社の全議決権株式の 20% である。第三者が当該事業会社を支配している場合等、一部の例外を除き、最大 35% まで許容される場合がある (同条同項 2 号)。当該事業会社の所有実態によって、許容持分の算定は流動的になるが、同条同項 4 号において、いかなる場合 (例えば間接的所有や非議決権株式のみの所有等の置き換え措置を経ても) においても、特定事業会社の持分の 50% までと規定されている。

ところが (g) 項記載の以下の諸要件を全て充たす場合、超過事業持分規制の適用が免除され、特定事業会社の全持分の保有が法認される。(g) 項 1 号では、(g) 項 (2) 号「所有権」、(3) 号「全利益の慈善活動への寄附」、および (4) 号「経営の独立」に関する諸要件を充たす場合、同条 (a) 項を適用しないと規定されている。

(g) 項 2 号「所有権」においては、PF が当該事業会社の議決権株式の 100% を保有しており、かつその事業会社の所有権 (*ownership interests*) を購入以外の方法で取得していることが要件として規定されている。同項 3 号「全利益の慈善活動への寄附 (*All Profits to Charity*)」では、PF が保有する当該事業会社の純営業利益 (*net operating income*) 相当額が課税年度終了後 120 日以内に当該 PF に分配されることで、全利益の慈善活動への拠出に相当すると規定している。また純営業利益は課税年度における当該事業会社の総所得相当額から、(i) 当該所得を生み出すのに直接関連する、課税法上認められている諸経費、(ii) 諸税および (iii) 当該事業会社の運転資金やその他事業に必要な合理的な準備金を差し引いた額と規定されている。そして 4 号「経営の独立」では、①当該 PF がその設立・運営に実質的に係わった寄附・寄贈者およびその家族、持分を保有する事業会社の取締役・役員、受託者、管理者、従業員や請負業者に支配されていないこと、② PF の理事会の少なくとも過半数が当該事業会社の取締役もしくは役員、および当該 PF の創設に係わった実質的寄附・寄贈者の家族以外の者で構成されなければならないこと、

そして③当該事業会社から実質的寄附・寄贈者やその家族に未回収の貸付などが無いこと、が定められている。

この (g) 項の諸要件の充足によって、IRC § 4943 (a) 項の初期課税対象から除外され、それによって、(a) 項に該当した場合に発生する (b) 項の追徴課税の対象にも該当しない、という設計となっている。したがって、超過事業持分に対する初期税の 10% 相当および追徴税の 200% 相当の価値の課税が回避されることになる。

4. ニューマンズ・OWN財団モノグラフ

Newman's Own 財団は 501 (c) (3) 資格を持つ、免税非営利団体であり、助成財団 (*Grant-making Foundation=not-operating foundation*) に類型される¹³⁾。*Newman's Own* 社のチャリティ部門をスピンアウトする形で誕生している (Seal 2015 参照)。2021 年 9 月末現在で入手可能な、同財団の直近の From990-PF (2019 年度: 2019 年 1 月 1 日~同年 12 月 31 日対象とする活動報告書) によれば、同財団は、以下の事業体及びその持分を所有していると申告している。それらは (1) *Newman's Own, Inc.* (EIN:06-1067660)¹⁴⁾; 100.0%, (2) *Salad King, Inc.* (EIN:20-3562871); 100.0%, (3) *No Limit, LLC* (EIN:16-1709583); 99.9%, そして (4) *No Real Estate LLC* (EIN:46-3665850); 99.9%, の 4 社である。

4 社ともパススルー事業体であるが、2010 年 1 月 1 日付けで (1) の *Newman's Own* 社は C 法人に転換している。(1) から (3) は同じ持分比率で、2009 年の活動報告書 (2009 年 9 月 1 日~同年 12 月 31 日を対象期間) から同財団が支配する事業体として申告されているが、(4) の *No Real Estate* 社は 2013 年度 (2013 990-PF; 課税対象期間未記載, 受領印日付 2014 年 11 月 20 日) からである。C 法人転換以降、*Newman's Own* 社から同財団への配当は、2011 年 (2011 990-PF; 受領印日付 2012 年 11 月 19 日, p.89) の 790,303 ドル以外はないと記されている。

2013, 14, 15 年の活動報告書では、(1) は超過事業持分に、それ以外の 3 社はそれに該当しないと申告されていたが、*Newman's Own* 特例施行後最初の活動報告書となる、2017 年 (2018 年 11 月 15 日まで延長; 受領印日付 2018 年 11 月 14 日) では、4 社とも超過事業持分に該当しないとの申告に変化しており、以降 2019 年までは同申告となっている。

PF による被支配事業体の開示は 2008 年の 990-PF におけるガバナンス情報の強化の規制以後であり¹⁵⁾、同財団における当該情報の開示は 2009 年 (2009 年 9 月 1 日~2009 年 12 月 31 日) 報告からとなっている。ただし同財団は 2004 年 (2004 年 9 月 1 日~2005 年 8 月 31 日) の最初の活動報告書以来、パススルー形態を経由して、複数の事業体から複数の名目で、所得を得ている。例

13) <https://projects.propublica.org/nonprofits/organizations/61606588> 参照。同頁から *Newman's Own* 財団の 990-PF, 990-T 等を閲覧できる。

14) EIN は正式には FEIN (*Federal Employer Identification Number*) の略で連邦雇用主番号のことである。

15) http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/yougo/2009/04/form_990.html, 参照。

えばパートナーシップ K-1 フロースルーやパススルー・ロイヤリティなどである。2014 年以降は、特に *No Real Estate* 社を含め、被支配事業体にはリストアップされていない *South Ocean Real Estate Partners* 社から不動産賃貸関連のパススルー・インカムを享受しだしている。この 5 社が同財団の関連事業体で、内 (1) から (3) の 3 社が、*Newman's Own* の創業以来の事業活動の中核を成す。

さて、同財団は、その HP の記載等では 2005 年にポール・レナード・ニューマン氏によって、設立されたと記載されている。何度か登記住所が変更されているが、同財団はコネチカット州 ウェストポートを拠点としている。同財団の最初の活動報告書は 2004 年 9 月 1 日～2005 年 8 月 31 日の活動を対象にしているので、HP 記載の情報と矛盾しないが、同財団の同州での法人登録は同州の法人登記記録では 2008 年 10 月 2 日付けになっている¹⁶⁾。同州における同財団は支部であり、同財団の本部は、1998 年 10 月 9 日デラウェア州法人として設立登記されている¹⁷⁾。同財団の最初の活動報告でも、「財団の活動拠点もしくは報告書の提出先」に関する記載で、デラウェア州とコネチカット州の 2 箇所が記載されており (p.4)、これに関連する詳細説明として「同財団はデラウェア州法の建付で創設された財団であり、コネチカット州内のみで事業を実施しており」、同財団の 990-PF は「コネチカット州司法長官にのみ提出」と明記されている (p.21)¹⁸⁾。コネチカット州務局に登録されている 2008 年 10 月 2 日は、同年 9 月 25 日に逝去¹⁹⁾したニューマン氏の死後約 1 週間後となっている。

同財団の創設者で、2007 年 8 月 31 日末までを対象とした報告書までは、無報酬で理事長を勤めたニューマン氏は自身の所有する事業体の持分を以下の形で同財団に寄贈している。2004 年 9 月 27 日付けで 78,600,000 ドル (同財団の 2004 990-PF, pp.14-15.)、2006 年 7 月 1 日付けで 40,374,000 ドル (同 2005 990-PF, pp.14-15.)、2008 年 7 月 24 日付けで 20,857,000 ドル (同 2007 990-PF, p.17)、そして 2008 年 9 月 1 日付け²⁰⁾で 20,611,227 ドル (同 2008 990-PF, p.17)、すべてパートナーシップ・インタレストの形で寄贈されている。この寄贈されたパートナーシップ持分の詳細については、どの事業体の持分なのか、資本持分なのか利益持分なのかなど、記載はなく不明である。

2004 年 9 月 1 日～2009 年 12 月 31 日までの期間、理事会は 5 人体制で編成され、2008 年 8

16) [https://service.ct.gov/business/s/onlinebusinesssearch?businessName="Newmans Own"](https://service.ct.gov/business/s/onlinebusinesssearch?businessName=)

17) <https://icis.corp.delaware.gov/eCorp/EntitySearch/NameSearch.aspx>

18) その後 2005、6 年の報告書ではコネチカット州のみの記載に変更されており (2004 990-PF, p.4)、2007 年では、コネチカット州、デラウェア州と (p.5)、2008 年はデラウェア州のみ (p.4)、2009 年から 2015 年まではデラウェア州、コネチカット州の順で 2 州 (p.4) の記載となっていたが、2017 年からはコネチカット州を含む 35 州 (2017 年)、29 州 (2018 年)、27 州 (2019 年) が登録・報告書提出の欄に記されているが、それらにデラウェア州の記載はない。

19) ニューマン氏の命日に関しては 9 月 26 日という記述の情報もある。990-PF における同財団の雇用者主番号は 2004 から 2019 年まで、同じで変化がなく、EIN:06-1606588 であるが、創設者兼理事長の死去に伴って、財団存続のための要件整理の申請を行った結果と推測される。

20) 同年 8 月下旬頃には同氏は重篤な状態であったとする記事もある (Seal 2015; <https://www.learningtogive.org/resources/newman-paul>, 参照)。

月31日までは役員は原則全員無報酬²¹⁾で運営に携わっていた。週30時間以上勤務する理事は役員報酬としてではなく、財団職員としての人件費（雇用関連保険や税を含む）扱いで関連経費全体の中で処理されている。その額は2007年前後頃まで、年間約11万ドル程度である。ニューマン氏は2006年度を最後に理事長を退任している。2010年からは8人体制（内5人が無報酬）が生まれ、1、2名の増減を経て、2017年以降は12人体制（内半分以上は無報酬）となっている。J. Woodward 理事長と Robert Forrester プレジデント兼 CEO (*chief executive officer*) の体制が2019年8月末で取られ、同年9月以降新プレジデントに Jenifer Smith Turner 氏が就任している。役員報酬が支払われているのは CEO や COO (*chief operating officer*)、CAO (*chief accounting officer*) かつ法務や財務担当の役員が中心となっている。ニューマン氏退任直後は最高報酬額の CEO で10万ドルに満たなかったが（2008年約7万ドル、09年約3万ドル）、2010年以降は CEO で17万～25万ドルの間、COO で15万～20万ドルで概ね推移している。役員報酬支出額の単純合計は約447万ドルになる。

5. ニューマンズ・オウン社モノグラフ

Newman's Own 社は、税引後利益の全額を慈善活動に寄附することを経営方針とし、約40年間実践してきた極めて特長的な営利会社である。慈善活動の為に営利事業を展開している会社とも評され、社会的責任の観点から注目されるのみならず、米国の食品企業として米国内は勿論国際的に成功を取めている優良企業でもある。サラダドレッシングソースからはじまり、パスタやステーキソース、ポップコーンなど生鮮加工食品を扱う企業であるが、自社製造設備をもたず、自社開発製品のブランド管理、マーケティングに特化したファブレス企業として創業した (Austin, 1998, pp.2-4; Menikins 2018)。90年代中盤以降、K-Mart やバーガーキング、コストコとも取引しており (Austin, 1998, pp.6-7; Reference for Business online)、80年代以降社会的責任論の領域で注目を集めた、価値主導型企業 (*value-driven businesses*) と称された、Ben & Jerry's Ice Cream 社や Greyston Bakery 社、Stonyfield Farm 社とも、食品ビジネスやチャリティ活動で協働した実績をもつ (Frank 2004; Murray 2015)。財団設立以前は、同社自体が「利益の100%をチャリティに」を実施していた。

1978年11月には販売用の製品製造を委託する業者の選定を本格的にはじめているが (Austin 1998, p.2)、事業体としての設立は1982年3月15日付けで、コネチカット州ウェストポートに *Salad King, Inc.* (Business ID:012837) として創業している。そして翌1983年3月25日、同じくウェストポートに *Newman's Own Inc.* (Business ID:0141087) が設立されている。どちらもポール・レナード・ニューマン氏を一人所有者として設立され、S法人として運営されてきた。*Salad King* 社の株式総数は5,000株、1株額面10ドル、*Newman's Own* 社は株式総数5,000株、

21) 米国の非営利組織は優遇措置を受ける要件として、理事会を構成する役員の内半分は無報酬を原則とする。

1 株額面 10 ドルと法人登録申請書には記載されている²²⁾。

1994 年 6 月 30 日に、*Salad King* 社が *Newman's Own* 社を合併し、社名を *Newman's Own, Inc.* としている（Own の後にコンマを付けた新社名として）。ビジネス ID は *Salad King* 社のそれが引き継がれており、旧 *Newman's Own* 社の ID は消滅と記載されている²³⁾。新生 *Newman's Own* 社の発行株式数は 5,000 株で、額面は 10 ドルと *Salad King* 社のそれを引き継いでいる²⁴⁾。その約 10 年後の *Newman's Own* 財団が実働しだす直前の、2004 年 9 月 3 日付けで、ウェストポートに *No Limit, LLC* (*Business ID:0795585*) を、9 月 7 日に *Salad King, Inc.* (*Business ID:0795590*) を新設している。新生 *Salad King* 社の株式総数は 1 万株と登録されている²⁵⁾。

Newman's Own 財団が持分を保有する事業体は、ビジネス ID012837 の *Newman's Own* 社と新生 *Salad King* 社および *No Limit* 社である。これらの会社は財務情報を公開していないが²⁶⁾ (Vinik 2017 参照)、Bromberger (2018) や Ferrari (*Online*) は、*No Limit* 社が *Newman's Own* 社製品の製造・販売元であると指摘する。ただ同社は企業や商品のロゴマークの商標登録管理（そして *Salad King* 社はおそらく主にフランチャイズの契約・権利管理）を主に担っている可能性が高い。2021 年 9 月末時点で *Newman's Own* 社関連の商標登録情報を確認すると²⁶⁾、*No Limit*

22) <https://www.concord-sots.ct.gov/CONCORD/PublicInquiry?eid=9749&businessID=0141087>

23) <https://www.concord-sots.ct.gov/CONCORD/PublicInquiry?eid=9751&filingNumber=0000769851&businessID=0128327&filingLinkType=3>

24) ビジネス ID:0141087 の *Newman's Own Inc.* と ID:012837 の *Newman's Own, Inc.* の株式情報はコネチカット州務局の法人登録情報の記録に依るが、ID:012837 の *Salad King, Inc.* の株式情報は *Newman's Own, Inc.* の情報からの推定である。2 社の合併にもかかわらず、ID:012837 の株式数は ID:0141087 の持分と違いがない。

2021 年 9 月現在、同州務局の *Newman's Own, Inc.* (ID:012837) に関する情報で、閲覧不能になっている情報で、以下の情報が手元にある。それらは①社名変更情報 (*Business Inquiry/Name Change History*) の *Filing Number: 0000981024* に「*Business ID:0128327, Business Name: NO LIMIT, LLC, Old Name: SALAD KING, INC., Filing Date: Jun 30, 1994*」, と②*Business Inquiry/shares* に「*Business ID:0141087, Business Name: NO LIMIT, LLC, Total number of shares:5000, Value per share:\$10.00*」, という情報である。単なる誤記載情報を偶々入手しただけかもしれないが、その真意を確認する術が現在ないが、1994 年 6 月 30 日の *Salad King* 社による *Newman's Own* 社の合併時に、異なる 2 つのビジネス ID (0128327 と 0141087) の事業者名として *NO LIMIT, LLC* の名が記載されている。ビジネス ID : 0141087 の *Newman's Own Inc.* の持分を継承もしくは原資とした、ビジネス ID:0795585 とは異なる *No Limit* 社が存在していたのかもしれない。傍証になるが、USPTO (*United State Patent and Trademark Office*) の *Newman's Own* に係わる登録商標リスト (<https://uspto.report/TM/73408719>) の中で、*No Limit* 社が所有する最古の登録商標の登録日が 1983 年 12 月 20 日になっている。その登録商標のシリアル番号 (74470958) を *Justia Trademarks* で当該商標の所有者歴を確認すると、複数回所有者変更や更新がなされており、最初の所有者はニューマン氏個人であった (<https://trademarks.justia.com/744/70/newman-s-74470958.html>)。登録商標の所有者変更は頻繁に行われており、所有者変更歴のある商標はその情報が詳細に記載されているが、変更のない商標のページには商標所有者歴 (*trademark owner history*) の欄がない。この商標所有者歴の項目がない、*No Limit* 社が所有者の商標 (シリアル番号 : 75572627) の最古登録日に 1998 年 10 月 16 日がある (<https://trademarks.justia.com/browse-by-serial-number/75/57/26/> および <https://trademarks.justia.com/755/72/newman-s-own-75572627.html> 参照)。つまり少なくとも 98 年 10 月の時点で、ビジネス ID : 0795585 とは異なる *No Limit* 社が存在していた可能性がある。

25) <https://www.concord-sots.ct.gov/CONCORD/PublicInquiry?eid=9749&businessID=0795590>

26) <https://uspto.report/TM/73408719>

社が所有者として登録されている登録商標数は、89件²⁷⁾、次いでポール・ニューマン氏の個人名義の登録商標数が14件²⁸⁾、Newman's Own 財団所有が4件²⁹⁾、そしてSalad King社が3件³⁰⁾となっている。Newman's Own 財団が全てを実質的に所有しており、ライセンスや登録商標等、知的財産権の管理・受益主体は財団になる。

全米の各州各都市にNewman's Ownを冠した事業体(会社やLLC、過去にはパートナーシップ等も)が多数存在する。95年前後以降は、カナダや英国、オーストラリアでも販売されており(Reference for Business online 参照)、それらの多くは同社の商品を各国・地域で独占販売または取り扱うフランチャイズ店である。北カリフォルニアや南カリフォルニアにNewman's Own LLCという加盟店まである。Newman's Own社自体をLLCと紹介する記事もあるが、それらは全米の各州各都市で同社の商品を販売する、フランチャイズ店である。ニューマン氏の娘が創業者兼経営者を勤める、Newman's Own Organic(現Newman's Own Organic Second Generation, LTD.: 1992年7月20日設立)も93年の設立当初は同社の事業部門としてスタートし、2004年の独立後も資本関係のあるグループ会社であったが、2014年のライセンス契約の更新が成されなかった以降は、別会社である(Frank 2004等参照)。同じく同社の企業財団であるデラウェア法人のNewman's Own Organics Charitable Foundation(2005年12月13日登録)もNewman's Own社や財団の関係機関ではない。

フランチャイズ加盟店と同様、Newman's Own社も、ニューマン氏名義の登録商標をはじめ、Salad King社やNo Limit社が権利を持つ諸登録商標の使用権を支払い、営業費用を抑制していると思われる。こうしたフランチャイズ料やロゴ等の利用料がNewman's Own財団の重要な収益源となっている。

6. 事実確認と解釈：検討課題整理

本稿はNewman's Own特例をめぐる関連機関(Newman's Own財団、Newman's Own社等)の諸事実の記述であって、特段の考察はない。Newman's Own社は社会的責任論の領域のみならず、スモール・ビジネスの成長や国際経営等の点でも秀でているが、そのビジネス・モデルの特性などを扱うものでもない。ただ同社の事業経営としての成功の背景にも、本稿で取り上げた、パートナーシップやLLCの制度特性を活用した企業ネットワークがあることは伺える。

以下2点に絞り、エポック事項を再確認し、検討課題を整理する。

< 超過事業持分と非関連事業課税所得のネクサス >

Newman's Own財団が、その被支配事業体やその持分に関する情報を開示したのは2009年

27) <https://uspto.report/company/No-Limit-L-L-C>

28) <https://uspto.report/company/Newman-Paul>

29) <https://uspto.report/company/Newman-S-Own-Foundation>

30) <https://uspto.report/company/Salad-King-Inc>

9月1日～12月31日を対象にした2009 990-PFからであった。2008年9月1日から09年8月31日までを対象とした2008 990-PFでも*No Limit*社や*Salad King*社からのパートナーシップK-1フロースローヤパートナーシップ・フロースルーを得ている。それ以前も複数からフロースルーを得ているが、どこからのものかについての申告はなかった。2009年には*Newman's Own, Inc.*からのK-1フロースルーの記載もある。2010年の申告からロイヤリティ収入が額、数とも増えだし、2013年報告書から*No Real Estate*社が被支配事業体に加わり、2015年報告書から、不動産賃貸関連所得が数、額とも増えている。

2009年報告書の段階で3社、13年から4社の事業会社の持分をほぼ100%保有しながら、超過事業持分の申告があったのは、2013、14、15年の3度で、しかも*Newman's Own*社の持分だけが超過事業持分に該当すると申告されていた。2006年（\$205,359）と07年（\$216,372）、08年（\$266,628）、09年（\$674,850）、2010年（\$292,735）、11年（\$374,930）、12年（\$416,868）、13年（\$408,532）、17年（\$438,812）に物品税（*excise tax*）を支払っているが、20%を超える持分量に対して（せいぜい初期税の10%相当で）200%相当の追徴税が課税されている状況ではなく、むしろPFの純投資収益に課せられる物品税と考えるのが妥当かもしれない³¹⁾。IRC § 4943に(g)項が加えられる以前から、PFの保有する持分が贈与や遺贈である場合、適用猶予とその延長措置で最大10年猶予される（IRC § 4943 (c) (5), (6), (7)）。通常501 (c) (3) 団体はロビー活動等の政治的活動を原則禁止されており、PFの当該活動に係わる支出は課税対象となる（IRC § 4945 (d), (e)）。ただ超党派事項に関する活動には特例措置があり（同条 (f)）、*Newman's Own* 特例が超党派による法案として提出されたのもその為である。

Newman's Own 特例は501 (c) (3) 組織、とくに特定PFの超過事業持分の特例緩和規定であり、従来保有規定を超えて全持分を所有し得ることに注目が集まるが（Bromberger 2018; Meiksins 2018; Vinik 2017; Wagenmaker & Oberly 2018 他）、非関連事業課税所得（UBTI）の扱いがより重要なかもしれない。元来、免除目的に実質的に関連する「取引・事業」と認められ、その「取引・事業からもたらされた所得」はUBTIには該当しない。免税目的に関連しない取引や事業と判断されれば原則、非免税団体と同等に規定の控除を差し引いた額に同率で課税される。その基準は、§ 511の「慈善団体等の非関連事業所得への課税」をはじめ、IRC § 512, 513の非関連事業課税所得に関する規定において提示されているが、かなり複雑で、妥当な判断には、連邦税制の体系的理解を必要とする為、ここではそうした体系的知見に基づかない、チェリーピッキングな照射となるが、*Newman's Own* 財団の実働に関する規定を見ると、以下のようなになる³²⁾。

借金など負債として調達した資産を利用して獲得した場合を除き、以下の特定投資所得は

31) <https://www.irs.gov/charities-non-profits/charitable-organizations/private-foundations>

32) 以下の501 (c) (3) 団体における非関連事業課税所得の扱いに関する解釈はMcKinnon (online) の考察に依っている。また部分的ではあるが、出典のガイドとしても活用している。

UBTIの算定からは除外される。それらは(免税団体が保有する資産の運用からもたらされる)配当金、利息、証券ローンに関する支払い、その他通常の投資から得られることに実質的に類似した収入、およびそれらの投資所得に直接関連する(諸経費の)控除、などである(IRC § 512 (b) (1) ; Treas. Reg. § 1.512 (b) -1 (a) (1))。またロイヤリティ収入、賃貸料やリースを含む不動産関連事業からの収入も非関連事業所得の算定からは除外される(IRC § 512 (b) (2) , (3))。さらに当該免除団体がメンバーとなっているパートナーシップが実施している取引・事業が無関連でない場合、そのパートナーシップから当該団体に配分される収入はUBTIの算定から除外される可能性がある(IRC § 512 (c) (1))。501 (c) (3) 団体はS法人の株主となることも可能であり(IRC § 1361 (a) (6))、その保有株式が生み出す利益(*interest*)は無関連取引・事業の対象として扱われない可能性がある(IRC § 512 (e) (1) (A))。

ただし、これらの所得が免税団体の被支配組織に起因する場合、当該免除団体のUBTIの算定に包含した後、直接経費の控除申請を行うことができる、となっている(IRC § 512 (b) (13) (A) ; Treas. Reg. § 1.512 (b) -1 (b))。ここでの被支配組織を判断する基準では、企業の場合、議決権株式の50%以上または総株式価値の50%相当以上、パートナーシップの場合は利益持分もしくは資本持分の50%以上を、またその他事業体の場合は当該事業体の受益権の50%以上を所有していること、と規定されている(IRC § 512 (b) (13) (D) (i) - (I) , (II) , (III))³³⁾。

Newman's Own 財団は、2社のLLCの各99.9%、C法人1社の100%、S法人1社の100%の持分を所有しており、同財団の財源の多くがUBTIの対象になると考えるのが自然である。しかし財団のUBTIの支払いや当該活動としての申告は以下の通りである。

2009年の「パススルー事業体である*Newman's Own*社への投資(2009 990-PF, p.35)」や諸S法人からの収入が非関連取引・事業に該当する活動・所得と記載されている。例えば2009年S法人*Newman's Own*社からの所得\$1,564,276(2009 990-T, p.35)、2013年S法人*Salad King*社からの所得\$35,612(2013 990-T, pp.110-111.)、「S法人*Salad King*社からのロイヤリティ\$28,529(2018 990-T, p.122)」,「S法人からの所得\$18,129(2019 990-T, p.100)³⁴⁾、であり、明確に「非関連事業課税の支払い」と記載されているのは、2009年の\$8,9422(2009 990-PF, p.15)のみである。

上記のUBTI扱いされている年度やそれ以外の年度でも、UBTI扱いされている額以上の収入を被支配事業体から*Newman's Own*財団は得ている。

標準超過持分20%を超えて(g)項が適用される場合(それ以前からでもあるが)、それが適用される100%の持分所有の事業体に起因する所得が、UBTIの対象からも除外される、つまり

33) 株式会社以外の場合、「事業体の取締役又は管財人の50%以上が支配組織の管財人、取締役、代理人又は従業員であるか又は支配組織が事業体の取締役又は管財人の50%以上を解任し、新しい取締役又は管財人を任命する権限を有していること」、という人的ネットワーク要素も加味される(Treas. Reg. § 1.512 (b) -1 (I) (4) (i) (b))。

34) この数字は厳密には損益の結果で、「S法人からのロイヤリティ\$23,607」から「S法人からの経常事業損益▲\$5,362」と「S法人からの純不動産賃貸損益▲\$116」が差し引かれた結果である。

免税団体である *Newman's Own* 財団の免税資格取得目的に適う活動の一環である、という主張に合理性や説得力を持たせる一助になるのかもしれない。

＜税引後利益全額寄附とパートナーシップ持分の含意＞

Newman's Own 社が2010年以前、ニューマン氏の1人所有S法人の場合、事業体では課税されず、ニューマン氏にパススルーされ、かれの個人所得税申告の段階で課税される。S法人からのパススルー所得を個人の勘定を経由させず全額寄附したとしても、それが501(c)(3)団体であれば、受領団体において所得税は課されず、寄附額の30%から最大60%が寄附者の個人所得税算定において課税額から控除し得る。*Newman's Own* 財団設立後は、同氏の寄附先は同財団がメインであり、パートナーシップ持分という現金以外の寄附であるため、寄附額の30%相当を個人としての所得税算定時、課税対象額から控除し得る事になる。

Newman's Own 社の“*All Profit to Charity*”の含意は、当該事業体がC法人かS法人かによって、大きく異なる。ただし財団設立以前、同社は多くの501(c)(3)団体に寄附している。ニューマン氏は食品ビジネス開始以前から、数多くのチャリティ活動実績を有している (Seal 2015)³⁵⁾。

しかし特例制定の要件の1つになっている「利益の100%をチャリティに」は、当該財団の被支配事業体のほぼEBIT (*earnings before interest and taxes*) から支払利息を差し引いた額を財団に移転させることを実態とする。それは、501(c)(3)団体に助成すること、その助成を持続化させるための財団の投資資産への組み込みを前提にしているとはいえ、財団への各事業体の利益の移転であって、C法人でいう税引後利益とは異なるし、全額助成に拠出されているわけでもない。財団の助成実績がそれ事前の *Newman's Own* 社の助成実績と同等・同質と判断できるかも不透明である³⁶⁾。

2018年からドナー・アドバイザー・ファンドである、ロックフェラー・フィランソロピー・アドバイザーズ社に資産運用と助成実施を委託しており (2018 990-PF, p.111; 2019 990-PF, pp.86-88; Rockefeller Philanthropy Advisors 2018 参照)、財団自体はタックスシェルターの様相を、少なくとも *Newman's Own* ファミリー各社の収益を集金・プールする役割を強めているように映る。

そもそも財団設立時に、ニューマン氏が寄贈したのがパートナーシップ持分であることが重

35) 例えば *Newman's Own* 社設立以前にも薬物依存者の更正支援する財団を設立・運営していたり、Committee to Encourage Corporate Philanthropy の共同設立でもある (<https://www.learningtogive.org/resources/newman-paul>)。

36) あくまでも単純比較による参考指標になるが、同財団が助成を開始した2006年(05年9月1日～06年8月31日)の助成(寄附)総額は\$8,746,500で、同財団の期末総資産\$115,659,136の75.6%を占めていた。それが2009年には11.7%、2015年12.3%、2018年12.7%、2019年9.6%になっている。財団による助成額は確実に増加しているが、財団の基金を含む資産自体が巨大化している為である。ただし以下のような期待もある。同財団は、*Newman's Own* 特例の適用を目指しているとされる、ベネフィット・コーポレーションである *Impact Makers* 社 (バージニア州法人) に2016年頃から、出資(投資)しており、少額であるがリターンを得ている。同社は社会的責任ビジネスの推進よりも、買収防衛を主眼にBコーポレーション化しているが (Murray 2015 他参照)、同形態の法人も要件を充足し得ればS法人化適用が可能である。LLCやパススルー事業体とフィランソロピーの制度を活用した、費消ではない投資としての社会的責任ビジネスの企業価値の循環的創出の展開を期待させる事象例である。

要な意味をもつ。パートナーシップ持分は、資本持分と利益持分に大別される。*Newman's Own* 財団の被支配事業体にパートナーシップの事業体は存在しないが、LLCをパートナーシップ形式として運営することも、S法人適用も可能である（Silverman and Nocjar 2011 参照）³⁷⁾。ディスリガード事業体扱いにしないためには、2者以上のパートナーを要する。*Newman's Own* ファミリーの各事業体は2010年に*Newman's Own*社がC法人に転換するまで、全てパススルー事業体であった。LLCの2社だけが、*Newman's Own*財団の100%所有ではなく、0.1%の持分保有者が他に存在し、それによってLLCのパートナーシップ運用が実現可能となる³⁸⁾。財団設立時、LLCは*No limit*社だけであり、寄贈パートナーシップ持分は*No Limit*社のそれであった可能性が高い。

パートナーシップとして課税されるLLCの持分は資本持分、利益持分のいずれかとして取り扱うことが可能であり、資本持分は会社の現在価値に基づいた持分であるのに対して、利益持分は当該会社の成長を前提とした将来価値を共有する権利であり、事業体への資本の提供を必ずしも伴う必要がない³⁹⁾。事業の将来利益の一定割合で受け取る所有権であり、パートナー間においては役務提供に対する対価としても行使し得る。資本持分は現在価値であるため、当該持分を他者に譲渡する場合、その受領時に所得税課税対象となるにも拘わらず、利益持分は将来利益であるので（≒持分受領時に金銭的価値はないという発想）、IRSの「パートナーシップの利益持分に関するセーフハーバー・ルール（*safe-harbor rules*）」に則れば、利益持分の受取側は非課税扱いとなり、その受取時点での所得ではなく、長期のキャピタルゲインとして課税されるため、控除等税制上多くのメリットがあるとされる⁴⁰⁾。

PFという非営利組織への寄附という形式を取らずとも、パートナーシップとして処遇される利益持分は税制上の優遇措置を元々活用できるのである。

*Newman's Own*財団の基金の根幹を成す、ニューマン氏によって寄贈されたパートナーシップ持分の主要部分が、資本持分か利益持分かによって、*Newman's Own*の印象や評判は大きく変わってしまうかもしれない。

(2021年9月30日脱稿)

37) 資本持分と利益持分の詳細に関しては吉永（2018）、パートナーシップやその課税のあり方に関してはPwC税理士法人（2012; 2019）を併せて参照。

38) 被支配事業体が0.1%を保有していたとしても、実質的に自己取引となってしまうため、各種の税制優遇の恩恵享受を困難にする。よって別事業体か個人に保有させるのが妥当となる。*South Ocean Real Estate Partners*はパートナーシップの可能性は高いが、被支配事業体ではない。しかしむしろ被支配事業体でない同社が0.1%の持分を保有していた方が、都合がよく、その可能性を完全には排除し得ない。

39) 利益持分はパートナーシップの所有権に関する実際の権利であり、将来のある時点で会社の持分を購入・売買・キャピタルゲイン獲得の可能性に係わる権利を付与するストックオプションとは本質的に異なるが、当該持分の使われ方としては、資金に余裕のないスタートアップ企業が、従業員へのインセンティブとしてストック・オプションを提供するのと似ているとされる。

40) セーフハーバー・ルールをはじめ、この辺りに関しては、<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-01-43.pdf>を参照。吉永（2018）は、利益持分は将来価値の分配・所有権であっても、ファイナンス理論を用いて、現在割引価値を算定し得、持分の受領時に金銭的価値を算定し、課税することは十分可能で、資本持分との間で異なる課税扱いにする必然性は本質的にはなく、米国における当該税制上の矛盾であると批判している。

本研究は科研費基盤研究（C）、課題番号 :21K01699 の研究成果の一部である。

参考文献一覧

- Austin, James E. [1998] *Newman's Own, Inc. (Business case: 9-399-052)*, Harvard Business School
- Bromberger, Allen [2018] "Newman's Own Gets a New Life", *Perlman+Perlman Blog*, February 12.: <https://www.perlmanandperlman.com/newmans-owns-gets-a-new-life-philanthropic-enterprise-act/>
- Collier Law [2020] "The Newman's Own Exception", *Collier Law Blog*, February 12: <https://collier-law.com/blog/the-newmans-own-exception/>
- Ferrari, Jacob [online] "Newman's Own Law", *Apex Law Group blog*: <https://apexlg.com/newmans-own-law/>
- Frank, John N. [2004] "Corporate Case Study: Newman's Own Serves up a down-home Public Image", <https://www.prweek.com/article/1246782/corporate-case-study-newmans-own-serves-down-home-public-image>, February 2nd
- Gewolb, Josh [2018] "Tax Reform's Impact on Exempt Organizations", *Rochester Business Journal*, March 23th, online: internet: https://www.hsela.com/files/Josh_Gewolb_3.23.18_PDF.pdf (Bridge Tower Newswires, April 6)
- Hamill, Susan Pace [2005] "The Story of LLC: Combining the Best Features of a Flawed Business Tax Structure", *University of Alabama Public Law Research Paper* No. 07-13, pp.295-315.
- McKinnon, Michele A. W. [online] "Overview of the Unrelated Business Income Tax", *McGuire Woods News & Publications*: <https://www.mcguirewoods.com/news-resources/publications/taxation/Overview%20Unrelated%20Business%20Income%20Tax.pdf>
- Meiksins, Rob [2018] "The Newman's Own Philanthropic Exception is Now Law", *Nonprofit Quarterly*: <https://nonprofitquarterly.org/newmans-philanthropic-exception-now-law-will-consequences/>
- Murray, Haskell [2015] "For-Profit and Foundation-Owned", *Business Law Prof Blog*, May 1: https://lawprofessors.typepad.com/business_law/2015/05/for-profit-and-foundation-owned.html
- Oliveria, Nikki Marie and Bass, Doherty & Finks [2018] "The Philanthropic Enterprise Act of 2017 (a/k/a 'Newman's Own Exception')", <http://trustsandestates.bbablogs.org/2018/04/11/philanthropic-enterprise-act-of-2017-newmans-own-exception/>, April 11
- PwC 税理士法人 [2012] 『諸外国のパートナーシップ税制に関する調査報告』, 経済産業省
- , [2019] 『平成 30 年度我が国内外の投資促進体制整備等調査（諸外国における租税制度及び各国現地子会等に対する課税問題に係わる調査・研究事業）』, 経済産業省
- Reference for Business [online] "Newman's Own, Inc. - Company Profile, Information, Business Description, History, Background Information on Newman's Own, Inc.", Reference for Business; Company History? Food Products; Newman's Own Inc., <https://www.referenceforbusiness.com/history2/15/Newman-s-Own-Inc.html>
- Rockefeller Philanthropy Advisors [2018] "Profile: Newman's Own Foundation", <https://www.rockpa.org/profile-newmans-own-foundation-2/>
- サラモン著, 小林立明訳 [2016] 『フィランソロピーのニューフロンティア』, ミネルヴァ書房 (Salamon, Lester M. [2014] *Leverage for Good: An Introduction to the New Frontiers of Philanthropy and Social Investment*, Oxford University-Press)
- Seal, Mark [2015] "Inside the Family Battle for the Newman's Own Brand Name", *Vanity Fair Blog*, July 23rd: <https://www.vanityfair.com/news/2015/07/paul-newmans-own-family-feud-susan-newman>
- Silverman, Mark J. and Nocjar, Aaron P. [2011] "A Comparison of Partnership and S Corporation Exit Transactions", *William & Mary Annual Tax Conference*.660. <https://scholarship.law.wm.edu/tax/660>
- 高岡伸行 [2022] 「ペイシェント・キャピタリストのリスクテイクとインキュベート機能の構造」, 『経済理論』, 408号, pp.47-67.

- Vinik, Danny [2017] "Newman's Own Tax Break", Online: *POLOTICO*, November 24th: <https://www.politico.com/agenda/story/2017/11/24/newmans-own-tax-break-000585/>
- Wagenmaker & Oberly [2018] "Building on 'Newman's Own' Recipe for Charity: What Else is on the Menu?", Wagenmakerlaw.com/blog: <https://wagenmakerlaw.com/blog/building-“newman’s-own”-recipe-charity-what-else-menu>, June 23
- 吉永康樹 [2018] 「パートナーシップの利益持分と資本持分」, 『横浜法学』, 第 27 卷, 第 2 号, pp.227-262.

